

NUROリンク ダイレクトクラウド利用規約

ソニービズネットワークス株式会社(以下「弊社」といいます)は、「NURO Biz 利用規約本則」の個別規定として、「NUROリンク ダイレクトクラウド利用規約」を以下のとおり定めます。NUROリンク ダイレクトクラウドの各プランには、「NURO Biz 利用規約本則」と「NUROリンク ダイレクトクラウド利用規約」があわせて適用されます。

第1条 (本規約の適用)

弊社は、この「NUROリンク ダイレクトクラウド利用規約」(以下「本規約」といいます)を定め、これによりNUROリンク ダイレクトクラウド(以下「本サービス」といいます)の各プラン(弊社が本規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます)を提供します。

第2条 (本規約の変更)

弊社は、本規約を変更することがございます。この場合には、料金その他本サービスの各プランの提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条 (定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

NUROリンク ダイレクトクラウド

(2) NUROリンク ダイレクトクラウド

NUROリンク 閉域網(P2MP)とパブリッククラウドを接続するサービス

(3) 個別サービス

NUROリンク ダイレクトクラウドを構成するそれぞれのサービス

(ア) マネージドクラウドポータル

本サービスのモニターまたはコントロールする非公開のWEBページ。

(イ) マネージドクラウドゲートウェイ

パブリッククラウドとNUROリンク 閉域網(P2MP)を相互接続する通信設備。

(ウ) NURO閉域コネク

NUROリンク 閉域網(P2MP)をマネージドクラウドゲートウェイと接続するサービス

(エ) Smart閉域コネク

NUROリンク 閉域網Smart閉域アクセスをマネージドクラウドゲートウェイと接続するサービス

(オ) AWSコネク

マネージドクラウドゲートウェイとAWSを接続するサービス

(カ) Azureコネク

マネージドクラウドゲートウェイとAzureを接続するサービス

(4) 利用契約

本サービスの利用に関する契約

- (5) 申込者
利用契約の申込みを行った者
- (6) 契約者
弊社と利用契約を締結した者
- (7) IP アドレス
インターネットプロトコル。IPv4 アドレスはバージョン4として定められている32bit のアドレス、IPv6 アドレスはバージョン 6 として定められている 128bit のアドレス。
- (8) 電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
- (9) 相互接続
弊社と弊社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9号の登録を受けた者または電気通信事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします)との間の相互接続協定(弊社が弊社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします)に基づく接続
- (10) 特定協定事業者
弊社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
- (11) 消費税等相当額
消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する政令に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する政令に基づき課税される地方消費税の合計額

第4条 (本サービスの申込と契約)

本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、弊社所定の利用契約申込書を弊社または弊社の事業所に提出することで、本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」といいます)の申し込みを行うものとします(以下、利用契約の申し込みを行った者を「利用申込者」、弊社と利用契約を締結した利用申込者を「契約者」といいます)。

第5条 (本サービス)

本サービスは、ソニーネットワークコミュニケーションズ 株式会社(以下「特定協定事業者」といいます)のサービスを利用して、弊社が提供するサービスです。サービス内容等については、別途定める特定協定事業者の約款、規定および仕様書(以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます)に定めるとおりとします。

第6条 (前提サービス)

本サービスは、NUROリンク 閉域網(P2MP)またはNUROリンク閉域網Smart閉域アクセスのご利用を前提とします。

第7条 (サービスの構成)

本サービスは、特定協定事業者が提供する以下の個別サービスを組み合わせて、NUROリンク 閉域網(P2MP)およびNUROリンク閉域網Smart閉域アクセスとパブリッククラウドを接続するサ

サービスです。

(1) マネージドクラウドポータル

本サービスの必須サービスであり、かつマネージドクラウド各個別サービス的前提サービスです。すべてのマネージドクラウド個別サービスを解約した後まで解約できません。従って、最低利用期間は最後に最低利用期間終了を迎える個別サービスまでとなります。

(2) マネージドクラウドゲートウェイ

本サービスの必須サービスです。

(3) NURO閉域コネクト、Smart閉域コネクト

本サービスの必須サービスです。

(4) AWSコネクト

(5) Azureコネクト

第8条 (提供開始日)

本サービスの提供開始日は、特定協定事業者がサービスを開始した日とします。

第9条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、個別サービス毎に弊社の料金表に定めるところによります。

第10条 (料金)

本サービスの利用料金は、弊社の料金表に定めるところによります。契約者は、利用料金(消費税相当額を含む)を弊社の指定する期日までに弊社の請求に基づきを支払うものとします。

第11条 (その他)

1. 「NURO Biz 利用規約本則」および本規約に定める以外の事項については、特定協定事業者約款を準用するものとします。
2. 本規約に定める内容と特定協定事業者約款に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第12条 (サービスの廃止)

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがございます。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。第7条 契約者は、前項に定める最低利用期間内に、弊社との利用契約を終了する場合、弊社が定める期日までに、別途定めた違約金を一括して支払うものとします。

以上

附則

この規約は2018年11月12日より実施します。

2019年10月7日 一部改訂